

サヴィニー『現代ローマ法体系』の成立過程に おけるベトマン=ホルヴェークの指摘の影響 ——「債務関係の対象」に関わるテキストを素材として——⁽¹⁾

耳 野 健 二

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 『体系』の成立過程と対象となる遺稿の概要
- 第3章 遺稿における「債務関係の対象」にかかわるテキスト
- 第4章 ベトマン=ホルヴェークのコメントとその影響
- 第5章 パンデクテン講義ならびに公刊された『体系』における記述
- 第6章 まとめ

第1章 はじめに

サヴィニーは、『現代ローマ法体系』（以下『体系』と略称する。）の草稿を作成する過程で、何人かの同僚法学者に草稿を示し意見を求めている⁽²⁾。ベトマン=ホルヴェークは、サヴィニーの信頼する同僚であったことが知られているが、サヴィニーはこの人物に『体系』の草稿を示し、意見を求めた⁽³⁾。しかもそれは、数年にわたる『体系』の成立過程のなかで複数回におよび、このことからだけでも、サヴィニーのこの人物に対する信頼の強さをうかがい知ることができる⁽⁴⁾。

ところで、サヴィニーは『体系』の草稿を執筆するにあたり、本文の草稿を執筆するに先立ち、1835年の春ごろからまずは「計画」を作成した⁽⁵⁾。そこには、構築されるべき市民法の体系の梗概が、多様な項目の配列の形で記されている。サヴィニーはこの「計画」をベトマン=ホルヴェークに示し、意見を求めている⁽⁶⁾。

さきに筆者は、「計画」に該当する草稿が、サヴィニーの遺稿群の一部として残されていることを論じた⁽⁷⁾。この遺稿群とは、マールブルク大学に所蔵されている『体系』に関する遺稿群である⁽⁸⁾。そのうち「計画」に該当する遺稿としては、サヴィニー自身の手控えと思われる、多数の書き込みを含む草稿と、おそらくは他人に提示するためにそれを清書したものと思われる草稿の二つが残されていると考えられる⁽⁹⁾。

おそらく、サヴィニーはこれら二者のうちの後者をベトマン=ホルヴェークに示した。そして、ベトマン=ホルヴェークは、意見を求めるサヴィニーの要請に応えた。ベトマン=ホルヴェークによるコメントが同じサヴィニーの遺稿群のなかに残されていることから、それは明らかである。そこには、多数の論点について詳細なコメントが記されており、ベトマン=ホルヴェークが丹念にサヴィニーの「計画」を検討した様子がうかがわれる。

さて興味深いことに、ベトマン=ホルヴェークからコメントを受け取ったのち、サヴィニーは手控えの「計画」の関連箇所に、それらのコメントについての参照指示を書き加えた。こうした書込みは、「計画」だけではなく、他の草稿にも施されている。たとえば、『体系』の序論〔Vorrede〕のために作成された草稿には、やはりベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示が記されている⁽¹⁰⁾。

序論に関するこの草稿でサヴィニーは、序論に含まれるべき内容として、「モノグラフィー」と法体系の「一章」との違いについて記している⁽¹¹⁾。そして、この内容に添えるようにして、サヴィニーは、“Holweg Ms. 2” という短い参照指示を書き加えている。これは「ホルヴェークのコメント草稿の2頁を見よ」という意味であり、ベトマン=ホルヴェークのコメント⁽¹²⁾を受け取ってから、あらたに書き加えられたものと解するのが適切である。実際、この参照指示に対応するホルヴェーク側のコメントには、サヴィニーの『占有権論』にふれつつ、この問題に関するベトマン=ホルヴェークの意見が述べられている⁽¹³⁾。

このように、サヴィニーは草稿上にベトマン=ホルヴェークのコメント

への参照指示を残しており、しかもそれは遺稿群のなかで複数箇所確認できる⁽¹⁴⁾。とすれば、こうした参照指示を手掛かりとして、『体系』の草稿が仕上げられる過程で、ベトマン=ホルヴェークの指摘が何らかのかたちで影響を与えたのか否か、検討することが必要になってくる。さらにここから、もしベトマン=ホルヴェークの指摘に基づいてサヴィニーが草稿のテキストを修正した部分を特定することができれば、それは『体系』の成立過程においてベトマン=ホルヴェークの指摘が何らかの貢献を果たした、ということになる。このような事実を確認することは、『体系』という重要な古典的書物の成立史を明らかにするうえで、重要な課題である。

さて、このようなベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示がサヴィニー自身の草稿上に見られるとして、本稿では、それらのうち、「債務関係の対象 (Gegenstand)」に関する参照指示に注目する。本稿の第2章以下では、サヴィニーが「計画」に書込んだベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示、そしてこの参照指示が示すコメントを主要な素材としつつ、これらが『体系』の草稿の作成過程に何らかの影響を与えたのか、また与えたとすればそれはどのようなものだったのか、検討したい。

ところで、『体系』の第2部第1章は、「法関係の本質と種類⁽¹⁵⁾」と題され、第52節から第59節までを含む。ここには、パンデクテン体系の各編を分類するための理論が展開されている。そのなかには、物権法と債務法の区分を論じつつ財産法概念を明らかにするテキストが含まれている。サヴィニーはここで、権利を「個々人に帰属する力」「意思が支配をなす領域⁽¹⁷⁾」として規定したことをふまえつつ、「意思の支配が及ぶ対象」として物権法では「物」を、債務法では「他人⁽¹⁸⁾」をあげている。

言うまでもなく、パンデクテン体系の理論的基礎を築いたサヴィニーにとって、債務法概念を明確にすることは、その理論の根幹の一つであり、その重要性は疑いえない。さらには、サヴィニーの業績の歴史的重要性に鑑みるなら、彼が債務関係の対象を規定することを通じて債務法概念を明らかにするさい、どのような考えを抱いていたのか、これを明らかにすることは、近代法理論史の重要な一部を解明することにつながる⁽¹⁹⁾。

ここで、サヴィニーの遺稿に目を戻すなら、「計画」には、このような区分の元となったと推測される記述が含まれていることが分かる。⁽²⁰⁾このうち、債務法の基礎となる法関係、つまり債務関係に関する記述について、ベトマン=ホルヴェークがコメントを与えており、それに加えて、サヴィニーもまた、このコメントへの参照指示を「計画」に書き記している。つまり、債務法概念の基礎となる「債務関係の対象」とは何かという問題について、サヴィニーとベトマン=ホルヴェークの間にやりとりがあり、それを遺稿の上で追跡することができる、ということである。本稿は、このやりとりに注目することにより、『体系』の成立過程のある部分にベトマン=ホルヴェークのコメントがいかなる影響を与えたのか、これを明らかにしようとするのである。

このような課題を扱うため、以下では次のような議論をおこなう。まず、本稿で扱う遺稿の概要と性格を説明する(第2章)。ここでは、「計画」に加え、それ以外のテキストも考慮する必要性のあることが論じられる。次に、サヴィニーが記した草稿に見られる「債務関係の対象」に関するテキストを紹介する(第3章)。そのうえで、そのテキストに関連するベトマン=ホルヴェークのコメントとサヴィニーの草稿に対する影響の可能性を論じる(第4章)。また、上記の遺稿が成立する以前および以後のテキストをとりあげ、補足的な考察をおこなう(第5章)。

注

- (1) 本研究は科研費の助成を受けた研究「遺稿に基づくサヴィニー『現代ローマ法体系』の成立過程の研究」(基盤研究(C)、平成22年度~24年度、課題番号22530019)による研究成果の一部である。サヴィニーの遺稿の解読にあたっては、フランクフルト大学法学部名誉教授ヨアヒム=リュッケルト先生のお力添えを賜った。ここに記して御協力に感謝申し上げる。
- (2) こうした事情は、『体系』第52節の内容をめぐるサヴィニーと同僚法学者のやりとりを明らかにしたキーフナーの研究によりはじめて明らかにされた。Hans Kiefner, Das Rechtsverhältnis. Zu Savignys System des heutigen Römischen Rechts: Die Entstehungsgeschichte des §. 52 über das „Wesen der Rechtsverhältnisse“, in: Festschrift für H. Coing, München 1982, Bd. 1, S.

149-176.

- (3) Stintzing-Landsberg, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, Abteilung 3, Halbband 2, Text, 2. Neudruck der Ausgabe, München 1910 (Nd. 1978), S. 474. Joachim Rückert, *Idealismus, Jurisprudenz und Politik bei Friedrich Carl von Savigny*, Ebelsbach 1984, S. 24, Fn (59). それぞれ、ベトマン=ホルヴェークに対して、「サヴィニーの最も近い友人にして仲間」「サヴィニーの最も親密な同僚にして友人の一人」という表現が与えられている。また、ベトマン=ホルヴェークの思想に関する近時の研究として、Hans-Peter Haferkamp, *Christentum und Privatrecht bei Moritz August von Bethmann-Hollweg*, in: *Naturrecht und Staat in der Neuzeit*, Diethelm Klippel zum 70. Geburtstag, herausgegeben von Jens Eisfeld, Martin Otto, Louis Pahlow und Michael Zwanzger, 2013, S. 519-541 がある。
- (4) 少なくとも、残された遺稿からそれは確認できる。すなわち、第 52 節の草稿に対してベトマン=ホルヴェークが与えたコメントが残されている。Bl. 229 がそれである。
- (5) Savigny, *System I*, S. XLIX. テキストは後出 239 頁を見よ。
- (6) 拙稿「サヴィニー『現代ローマ法体系』の「計画」について —— 遺稿に基づく若干の検討 ——」、『産大法学』第 45 巻第 3・4 号所収、第 4 章 (96 頁以下)、参照。
- (7) 前出注 (6) の拙稿がこの問題を扱っている。
- (8) Ms. 925/11 (そのうちのおよそ前半部に相当する Bl. 1-243 をここでは念頭に置く) がそれである。その主要内容は同大学の HP からウェブ上で閲覧することができる。<http://savigny.ub.uni-marburg.de/db/>参照。本稿では、以下でこの遺稿を引用する場合、頁番号のみで引用する。
- (9) この点について、後出 239 頁参照。
- (10) Bl. 91r.
- (11) この内容は、公刊された『体系』の序論にも含まれることとなった。Savigny, *System I*, S. XXXIX.
- (12) ベトマン=ホルヴェークがこの問題について直接目にしたのは、サヴィニーが「計画」の草案に付した解説文のほうであったと想像される。Bl. 56 がそれである。このうち 4) に、該当する内容が記されている。
- (13) Bl. 68r.
- (14) Bl. 7r, 34r, 88r, 91r, 145v に確認できる。
- (15) ここにいう「法関係」は原語で *Rechtsverhältnis* のことである。一般には「法律関係」と訳されるのが普通であるが、サヴィニーの場合、観念論哲学の影響を受け、制定法が成立する以前の生活関係に内在する秩序としての意味合いをもつと解することから、より広い「法関係」という訳語を与えてい

る。この点につき、拙稿「〈関係〉を基礎とする法秩序——サヴィニー法体系論における法関係の意義」、『Historia Juris 比較法史研究』第 14 号所収、2006 年、を参照。

- (16) Savigny, System I, S. 331ff.
- (17) Savigny, System I, S. 7.
- (18) Savigny, System I, S. 334, 338f.
- (19) たとえば、リュッケルトは、近代における労働契約の歴史を扱った論文のなかで、サヴィニーによる「債務関係」の定義を引用しつつ、次のように述べている。「彼〔サヴィニー〕は、不可欠の最小限の自由を公然と法的にリアル〔real〕なものとして考えており、たんなる権利能力として法的に形式的〔formal〕なものとしてのみ考えているわけではない。彼は自由の破壊の問題、そして契約を通じての人に対する支配の問題を、つまりは自由の「譲渡可能性」という自然法的问题を、見ている。」Rückert, „Frei“ und „sozial“: Arbeitsvertrags-Konzeption um 1900 zwischen Liberalismen und Sozialismen, in: Zeitschrift für Arbeitsrecht, 23. Jahrgang, Heft 2/1992, S. 246.
- (20) 本稿第 3 章を参照のこと。後出 242 頁を見よ。

第 2 章 『体系』の成立過程と対象となる遺稿の概要

本章の目的は、上記の課題を遂行するための材料となる資料の概要を明らかにすることである。ここで取りあげる遺稿は、次の四つである。

- サヴィニーによる『体系』の「計画」で手控え用で作成されたと
思われるもの（〈配列 A〉）
 - 同僚法学者に意見を求めるために上記「計画」を清書したもの
（〈配列 B〉）
 - ベトマン=ホルヴェークによる「計画」に対するコメント（〈ベト
マン=コメント〉）
 - 『体系』第 2 部第 1 章を作成するための草稿メモ（〈草稿メモ〉）
- まずこれらの各々の概要について説明する。

1. サヴィニーによる『体系』の「計画」とベトマン=ホルヴェークのコメント

まずここでは、上記の四つの遺稿のうち、前三者について説明する。これらは相互に密接な関連をもつので、まとめて説明することが適切である。

ところで、これら三者の性格を理解するには、それに先立ち、『体系』の執筆過程の概要を確認することが不可欠である。この点で参考になる資料は乏しいが、まず参照すべきは、『体系』の序論のなかでサヴィニー自身が記した次の一節である。

「ここに存在する形での本書の計画〔Plan〕は、1835年の春に立てられた。同年の秋には仕上げ〔Ausarbeitung〕が開始された。印刷が始まったときには、第1部の四つの章と第2部の冒頭の三つの章が仕上がっていた。」⁽²¹⁾

ここからうかがえるように、サヴィニーは、1835年の春から『体系』執筆のためになんらかの「計画」を立て、ついでそれに基づきつつ同年の秋から草稿の作成（おそらくは本文の草稿の作成）にあたった、というように考えられる。そして、ここにいう「計画」とは、Ms. 925/11に残された『体系』の梗概を記した草稿ではないかと筆者は考えている。

「計画」のこの草稿には、予定されていた『体系』の内容が、すでにできあがった文章として記されているのではなく、ありうべき法体系の重要項目が箇条書きの形で記されているにすぎない。つまり、むしろ、体系の配列案が記されていると考えるべきものである。その上、これに加え、この配列案にはサヴィニー自身により、多数の追加の書き込みがなされており、作業用の手控えのノートであったと解することが十分可能である。以下ではこれを〈配列 A〉と呼ぶ。

次に、サヴィニーは、この「計画」をベトマン=ホルヴェークに見せ、同人からコメントを得たようである。この点は、残された両者の遺稿から推定可能である。ただし、ここで留意しなければならないのは、サヴィ

ニーは、上記の〈配列 A〉の草稿をそのままベトマン=ホルヴェークに見せたわけではなく、これを清書した別の草稿を閲覧用に準備したと推測されることである。ここでは、この別稿を〈配列 B〉と呼ぶ。〈配列 B〉は〈配列 A〉と基本的には同じ内容が記されているが、相違点もないわけではない。しかしベトマン=ホルヴェークがコメントを作成するさいに参照したのは、〈配列 B〉であったであろうと推定される⁽²⁴⁾。

いずれにせよ、「計画」を見たベトマン=ホルヴェークは、これに対する詳細なコメントを記したメモをサヴィニーに渡した。このメモを以下では〈ベトマン=コメント〉と呼ぶが、やはりその遺稿も残されている。そして、ここが重要なのであるが、この〈ベトマン=コメント〉について、サヴィニーは指摘された内容の一部に関して、自らの「計画」、とくに〈配列 A〉にその旨を追加して書き加えているのである。この点は、さきに、序論の草稿に関連してあげた例と同様の事情が見られる⁽²⁵⁾。

したがって、ここで問題になるのは、〈ベトマン=コメント〉への参照指示がサヴィニーにより〈配列 A〉に書込まれたさい、たんなる参照指示だけがなされたのか、それとも、コメントの指摘に従うかたちで「計画」上の内容そのものについても修正が加えられたのかどうか、ということである。言い換えれば、「ベトマン=ホルヴェークの指摘を見よ」という表示をサヴィニーが自らの「計画」に書き加えたとき、ただ他人の指摘への注意を促すことだけを行ったにすぎないのか、それとも、自らの構想に僅かであってもあえて修正を加えることまで行ったのか、これが問題なのである。

〈配列 A〉の草稿は、いずれにせよ、多数の加筆修正が施されており、どれがどの時点で書き込まれたかを逐一明らかにすることは到底不可能である。しかしそれでも、サヴィニーが明文でベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照を指示している場合があるとすれば、それが看過できない重要な意味をもち、ひいてはそれが「計画」上の文言や内容の修正をもたらした可能性があることは、否定できない。そして、そのような可能性が実際に肯定されるのであれば、それは『体系』の作成過程におけるベト

マン=ホルヴェークの影響として、あらためて明記される必要があるであろう。

本稿では、こうした〈配列 A〉、〈配列 B〉、〈ベトマン=コメント〉のそれぞれから、多様な内容のうち、「債務関係の対象」を説明しつつ債務法の定義を試みたテキストをとりあげ、検討の素材とする。

2. 『体系』第2部第1章を作成するための草稿メモ

ところで、本稿の主題との関連でとりあげるべき遺稿として、上記のものの以外にもふれておくべきものがある。ここでは、上記の「計画」とは別に、『体系』の執筆のために作成されたと思われるメモに注目する。とりわけ重要なのは、遺稿群のうち Bl. 144 と 145 の二葉である。

この二葉の表には、フーゴの『エンツィクロペディー』第八版(1835年)⁽²⁶⁾などに関するメモがサヴィニーの筆跡で残されており、おそらくは『体系』第59節の準備のために作成されたものであると思われる。問題は、これらの用紙の裏面に記された内容である。

Bl. 144 の裏は、「法関係の内容(本質?)と種類」と題されており、頁全体に a の記号が与えられている。そこでは、「私法の定義は、人間それ自体の定義と固有の関係をもつ」という記述にはじまり、「自由な空間」「人格性」「フォルクと国家」「人倫との違い」等にふれつつ法の概念を述べたのち、「法関係」の概念にいたり、これを基に「法関係の種類」が記述されることが示唆されている。加えてここには「法関係の種類」の出発点として、「A: それ自体としてつねに不完全な人格性の拡大」と「B: 自然の境界を越えた拡大」の二つが示されている。

これに続いて、おそらく b と題され、上記の出発点のうち「A: それ自体としてつねに不完全な人格性の拡大」を詳しく展開した頁が作成されたと思われるが、これは欠けている。

実際の遺稿において次の葉にあたる Bl. 145 では、表は Bl. 144 と同じく、フーゴの著作のメモであるが、裏は c の記号が与えられ、「B: 自然の境界を越えた・個々人の現実存在の拡大」というタイトルが付されており、

物権法と債務法の概念の説明に関する要点が記されている。

以上から、Bl. 144 および 145 の裏面に記された内容は、『体系』第2部第1章「法関係の本質と種類」の草稿を作成するための要点を記したメモであることは、間違いない。以下では、これらを〈草稿メモ〉と呼ぶ。

ここで注目すべきは、この Bl. 145 の裏面の記述のうち、「債務関係の対象」を説明したくだりに、明文でベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示が記されていることである。またその内容から見て、ここで念頭に置かれているコメントが、上記の〈ベトマン=コメント〉であることも間違いない。

つまり、ここから推測されるのは、この〈草稿メモ〉も、「計画」同様に、サヴィニーが『体系』の本文の草稿を作成する以前に執筆したものであり、本文の草稿を作成するさいの手がかりとして用いられたものであろう、という事情である。それゆえ、〈草稿メモ〉におけるサヴィニーの記述もまた、本稿の課題を遂行するための素材として取り上げることが適切である。

注

- (21) Savigny, System I, S. XLIX. 傍点は耳野による。
- (22) Bl. 4ff.
- (23) 前出注 (6) の拙稿を参照されたい。以下の記述は、同拙稿の記述に従っている。
- (24) 本稿の主題である「債務関係の対象」について、ベトマン=ホルヴェークが〈配列 B〉を参照したであろうことは、残された記述で使用されている語句からみて間違いないところである。後出 248 頁参照。
- (25) 前出 234 頁参照。
- (26) Hugo, Lehrbuch der Juristischen Encyclopädie, 8. A, 1835.

第3章 遺稿における「債務関係の対象」にかかわるテキスト

第2章では、本稿のテーマを追求するために用いられる遺稿を概観した。本章では、これらの遺稿のうち、直接の分析対象となるテキストの説明を

おこなう。

すでにふれたように、分析の対象となるのは、財産法の区分の根拠を論じるなかの「債務関係の対象」を記した箇所である。以下では、サヴィニーによりこの内容が記された三つのテキストをとりあげる。〈配列 A〉におけるテキスト、〈配列 B〉におけるテキスト、〈草稿メモ〉におけるテキスト、である。

1. 〈配列 A〉におけるテキスト —— 〈テキスト a〉

第一にとりあげるべきは、〈配列 A〉におけるテキストである⁽²⁷⁾。遺稿のテキストの形式にならった形で、なおかつ文脈がある程度分かる形で引用すると、それは次のようになる。

II. 自然的限界を超えての・個人的現実存在の拡大という目的のために —— 変転する世界を法有機体の下に服せしめること：

- | | |
|----------------|---|
| 1について。実体的基盤：占有 | 1. われわれの周囲の・理性なき自然
—— 物権法。 |
| 2について。実体的基盤：取引 | 2. 「意思から分離され、意思から離れ出た〔heraustretend〕」個々の行為を顧慮しての、したがって本人の人格性の廃棄なき、他の人々〔andere Personen〕
—— 債務法 |

引用部分のテキストが大きく左右に分かれているが、右段の大きい文字で記されているのが本文のテキストであり、左段の小さい字で記されているのが、その注釈としてあとから追加されたものである。また、右段の大きい文字のテキストも、おそらくは同時にすべてが書き込まれたわけではなく、あとから挿入されたと解しうるものも含まれている。

この引用部分の内容については、物権法と債務法各々の対象を明らかにするものであることは明白である。そして、左段の1と2は、それが原稿の欄外にそれだけで記されていることから、補足として追加で記入された記述であると推測される。注目すべきは、実際の遺稿上には、これらの記述に添えるようにして、「ホルヴェーク、草稿、1裏?」〔“? Hollweg Ms. 1 verso“〕という注記をサヴィニーが残していることである。これは、「ホルヴェークの原稿1の裏」への参照を指示するものと思われる。

これらの遺稿上のテキストのうち、本稿の主題と関連するのは、引用部分の右段の2のテキストである。遺稿の現物上では、残された手書き文字の調子から見て、サヴィニーはまず「個々の行為を顧慮しての、したがって本人の人格性の廃棄なき、他の人々——債務法」というテキストを一続きに書いたと思われる。この部分では、字の調子に乱れが感じられないからである。これに挿入部分「意思から分離され、意思から離れ出た〔von dem Willen getrennt, aus ihm heraustretend〕」が、非常に狭い部分に押し込まれるように書き加えられている。そして、この引用部分のすぐ傍には、サヴィニー自身の手により、「ホルヴェーク、草稿、1裏?」というベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示が記されている。したがって、ここでの問題は、この挿入部分が、ベトマン=ホルヴェークのコメントの影響により追加されたのか否か、ということになる。

以下では、ここでとりあげた上記の引用部分のうち、右段の2のテキストを〈テキストa〉と呼ぶ。

2. 〈配列B〉におけるテキスト——〈テキストb〉

次に〈配列B〉の関連箇所を見てみよう。⁽²⁸⁾サヴィニーは次のように記している。

外界との個人の接触は二つの方向がある。

I. それ自体としては不完全な個人の現実存在の補完

……

II. 自然的限界を超えての・個人的現実存在の拡大

1. 理性なき自然への〔拡大〕：物権法
2. 他の人間の行為への〔拡大〕：債務法

ここでも、〈配列 A〉と類似の記述がみられる。だが二つの点で〈配列 A〉との違いを看取することができる。一つは、こちらには〈ベトマン=コメント〉に関連する記述が何も記されていない。いま一つは、債務法の説明において、債務関係の対象として「他の人間の行為〔Handelungen anderer Menschen〕」があげられているにすぎず、〈配列 A〉に比べると表現が簡略である。

なお、以下では、引用した部分のうち、IIの2のテキスト「他の人間の行為への〔拡大〕：債務法」を〈テキスト b〉と呼ぶ。

3. 〈草稿メモ〉におけるテキスト——〈テキスト c〉

次にあげるのは、〈草稿メモ〉におけるテキストである。⁽²⁹⁾筆跡はサヴィニーのものである。

+【注意③】これについて、すべての行為が可能であるというわけではなく、非常に実体的で外的な本性をもち、このことを通じて物、つまり所有物に類似することになる行為だけが、可能である。主として dare。(ホルヴェーク、草稿 1、裏)

b) 人〔Person〕に対する支配—債務関係——【注意①】自由についての個々の表示のみ「【注意②】意思ないし人〔Person〕から離れ出た〔heraustretend〕」+
そうでなければ、人格性〔Persönlichkeit〕の廃棄が生じる。

右段の大きい文字で記されたものが、本文に相当するテキストであり、左段があとから追加された捕捉のテキストである。また右段のテキスト中の「」は挿入を示し、また + の記号は、挿入が左段のテキストの + 以下の

テキストに続くことを示す。【注意①】【注意②】【注意③】は、原テキストでは“NB”と記されているものであり、サヴィニーが注記を記すさいにしばしば用いる記号である（①②③の番号は以下の議論の便宜を考えて筆者が付したものである）。左段テキストの「ホルヴェーク、草稿1、裏」は、言うまでもなく、ホルヴェークのコメントを指す参照指示であり、サヴィニー自身により書き込まれたものと推測される。以上の引用部分をここでは〈テキストc〉と呼ぶ。

ところで、この〈草稿メモ〉が、上記〈配列A〉〈配列B〉といかなる関係にあるのかは、不明である。だが、さきにふれたように、その内容からして、〈草稿メモ〉が『体系』の本文の草稿を執筆するさいのメモとして作成されたことは間違いない。したがって、ここでの〈テキストc〉もまた、『体系』の本文を作成するための材料として書き記されたものであることは間違いない。

このテキストでは、〈ベトマン=コメント〉への参照指示が明文で記されているから、ここで同コメントに基づく加筆修正がなされた可能性はおおいにあると見てよいであろう。では、どの部分がベトマン=コメントにより修正された部分なのであろうか。

サヴィニーがこのテキストを、物権法と債務法の対比をおこないながら、財産法の内容を明確にするための内容の一部として記したことは、前後の内容から見て明らかである。その上で、おおよそ次のようなプロセスを想定することができる。

まずサヴィニーが最初に記したのは、「b）人に対する支配 —— 債務関係」だけであり、それ以外の部分は当初は記されていなかったのではないかと推測される。というのも、この直前に、明らかにこれと対の形で記されている物権法の説明が、「a）理性なき自然に対する支配 —— 物」とのみ記され、それに続く説明や註釈は記されていないからである。また、⁽³⁰⁾「b）人に対する支配 —— 債務関係」以外の文字が、この部分の文字に比べ、字体の調子が異なっていることも、このような推測を補強する。

そのうえで、サヴィニーはこの最初のテキストに一つ目の注記として、

【注意①】を付け加えた。その内容は、「自由についての個々の表示のみ〔が対象となる〕、そうでなければ、人格性の廃棄が生ずる」というものであった。この部分が一度に記されたものであることは、これもまた草稿上のテキストの字体の調子から推測される。また、原文では二行にわたるこの文章が、行間にまとまった形で無理に押し込まれるように記されていることも、このような推測を補強してくれよう。

ついで、この【注意①】を捕足する形で【注意②】が挿入される。これは、【注意②】が【注意①】に割り込む形で設けられていることから明らかである。これが「意思ないし人から離れ出た〔aus dem Willen oder der Person heraustretend〕」という部分である。そして、これに明示的に接続させる形で、サヴィニーはさらに【注意③】を追記しつつ、それがベトマン=ホルヴェークのコメントに由来することを明記している。

以上から次のように考えられる。【注意③】は【注意②】を捕足するために書かれており、相互に結びつきがあり、かつ【注意③】はベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示がある。つまり、【注意②】と【注意③】は、一体のものであり、両者あわせてベトマン=コメントへの参照指示をおこなうために、サヴィニーが加筆したものである、ということになる。

つまり、ここには、ベトマン=ホルヴェークのコメントに基づく加筆の跡が、比較的豊富なテキストとして残されている可能性がある。この意味でも、この資料は本稿の課題にとって看過することのできない意味をもつ。

注

(27) Bl. 7r.

(28) Bl. 57r. [] は耳野による捕捉

(29) Bl. 145v.

(30) ただし、その直下に単語による若干の説明が付け加えられている。

第4章 ベトマン=ホルヴェークのコメントとその影響

第3章では、「債務関係の対象」に関して草稿の段階でサヴィニーが残した三つのテキストを取り上げ、その概要を見てきた。それらは、いずれもベトマン=ホルヴェークのコメントにも関わりをもつ、もしくはその可能性がある。ここでは、同コメントそれ自体を取り上げ、上記の三つの遺稿との関連を検討する。

1. ベトマン=ホルヴェークのコメントと〈テキストb〉の関係

サヴィニーは「計画」(〈配列A〉)を作成したのち、これを清書し(〈配列B〉)、同僚法学者の閲覧に供した。ベトマン=ホルヴェークが見たのは、〈配列B〉であろうと推測されるが、彼はそのさい詳細なコメントを書き残している。コメントはサヴィニーの「計画」全体にわたるものであり、そのため多様な内容を含む。そこには「債務関係の対象」の定義に関するコメントも含まれており、これがここでは重要な資料となる。

さきに見たように、〈テキストb〉でサヴィニーは債務法について、それは「外界と個人の接触」について、「自然的限界を超えての・個人的現実存在の拡大」が「他の人間の行為」に対してなされるもの、と定義していた⁽³¹⁾。これに対して、ベトマン=ホルヴェークは、明文でコメントの対象となるテキストを、「他の人間の行為〔Handlungen anderer Menschen〕、債務法」と記している。先の三つのテキストを比較すれば一目瞭然であるが、ここでベトマン=ホルヴェークがあげているテキストは、明らかに〈テキストb〉の表現と一致する。つまり、ここから見ても、ベトマン=ホルヴェークが見たのは〈配列B〉だったことが分かる。そのさい、ベトマン=ホルヴェークは「債務関係の対象」について、おおよそ次のような趣旨をコメントのなかで述べている。「第2章のⅡの2について。『他の人間の行為〔Handlungen anderer Menschen〕』を対象とする場合、つまり債務法に関して。この『他の人間の行為に対する権利』という表現により、『債務関係〔Obligation〕の本質』は明確に表現されるのであろうか。す

すべての行為が債務関係の対象たりうるわけではなく、むしろ物的性格をもつ行為だけが債務関係の対象になりうる。つまり、まずもって給付が、そして財産に比肩されうる、つまり財産的価値をもつ、すなわち給付（支払）によっても是認されうる、そうした行為のみが、債務関係の対象になりうる。要するに、所有権という財産法の基本概念との関係を通じてのみ、obligatio も財産法に属するにすぎない。それともあなたは、毎日私を訪問するという友人の約束は obligatio を基礎づけると信じておられるのであろうか。そうではありますまい。その最も深い理由は次の点にあると思われる。すなわち、人 [Person] あるいは意思それ自身は、部分的に、あるいはある関係において、権利の対象となるのではない（なぜなら、人は分割不能であり、もしそれが可能だとすれば、部分的あるいは相対的な隷属制となってしまうから）、人から分離されうる [ablösbar] かぎりでの意思の表示 [Äußerung des Willens] が権利の対象である、ということである。しかし意思表示がそうしたものであるのは、それが『給付』に転化する可能性をもっている場合にかぎられる。われわれの（最内奥の）自己の一部がそこに存するところの諸行為は、債務関係の対象たりえない。もしそうだとすれば、この自己はまさに他人に服しめられることになるであろうし、それは服従、あるいはそうでなければ家族関係であることになる。すべての自由な行為ではなく、ある種の行為のみが貨幣により測定されうるのであり、それゆえそのような行為だけが債務関係の対象となりうる。友愛を含む結社においてもそれは例外ではない。それゆえ、もしこうした指摘を是認するのであれば、冒頭の一般的な表題は説明を加えてより限定的なものにすべきであろう。⁽³²⁾」

ここでベトマン=ホルヴェークは、サヴィニーが記した「他の人間の行為に対する権利」という表現が広すぎる、あるいはあいまいである、と批判しつつ、それゆえ末尾で、それをより詳しく限定する [beschränken] ことを勧めている。ではその限定の仕方とはどのようなものか。

ベトマン=ホルヴェークはこのコメントで、債務関係の対象となりうるのは、「物的性格をもつ行為」であり、それは貨幣による支払い対象とな

るものを考えている。そしてそのような行為とは、「人あるいは意思それ自身」ではなく、「人から分離されうるかぎりでの意思の表示」であるとされる。

つまり、ベトマン=ホルヴェークがサヴィニーに勧めた修正は、債務関係の対象を示すにあたり、たんに「他の人間の行為」という表現のみを用いているのではなく、そのような「行為」から分離された「意思の表示」であることをさらに厳密に明記してはどうか、というものだったことになる。

だがここでは、たんに厳密にせよと言っているのではなく、そのための基準にも言及していることが注目される。すなわち、債務関係の対象となる「行為」の内実がどのようなものであってもよい、ということではなく、あくまで貨幣的価値に換算できるものに限られ、逆に「(最内奥の)自己の一部」にふれる行為は債務関係の対象にはなりえない、とされている点である。つまり、ベトマン=ホルヴェークは、ここで、人間の行為に〈貨幣価値に換算可能な行為〉と〈人格の内奥に触れる・貨幣価値に換算できない行為〉の二種類を見ており、前者だけを債務関係の対象と考えるべきである、と指摘していることになる。そのうえで、前者を「意思表示」と結び付け、これに「人から分離されうる [ablösbar]」という形容を与えて後者（〈人格の内奥に触れる・貨幣価値に換算できない行為〉）との違いを明確にしている。

それでは、このようなベトマン=ホルヴェークのコメントは、サヴィニーにどのように受け取られたであろうか。さきに見たように、サヴィニーはこのコメントへの参照指示を、自らの草稿上に明記している。それは、〈テキスト a〉〈テキスト c〉の二箇所に見られる。これらの参照指示において、サヴィニーはベトマン=ホルヴェークのコメントをどのように受け取ったのであろうか。

2. ベトマン=ホルヴェークのコメントと〈テキスト a〉の関係

まず、ベトマン=コメントと〈テキスト a〉の関係を検討する。さきに見たように、⁽³³⁾〈テキスト a〉には、ベトマン=コメントへの参照指示が記さ

れているとともに、本文のテキストにも修正の跡がある。修正の跡がコメントの内容に合致すれば、この修正はベトマン=ホルヴェークの指摘の影響下でなされたとの推定が成り立つ。そこで、ここでは〈テキスト a〉の修正に注目することにしよう。

〈テキスト a〉における修正とは、まずはじめに、「個々の行為を顧慮しての、したがって本人の人格性の廃棄なき、他の人々 —— 債務法」という一節が書かれ、これに「意思から分離され、意思から離れ出た [von dem Willen getrennt, aus ihm heraustretend]」という形容が「行為」に追加的に挿入された、というものであった。したがって、追加された後者の「意思から分離され、意思から離れ出た」という一節が、ベトマン=ホルヴェークのコメントに合致するかどうか、ここでは問われることになる。

ベトマン=ホルヴェークによれば、「人あるいは意思それ自身」は「権利の対象ではな」く、「人から分離されうるかぎりでの意思表示」の対象たる行為のみが、「人格の内奥」にふれない行為として貨幣的価値への換算が可能である、つまりそのかぎりで債務関係の対象たりうる、とされるのであった。

このようなベトマン=ホルヴェークの見解の趣旨を表現するものとして、サヴィニーが挿入した語句、「意思から分離され、意思から離れ出た」は適合するであろうか。

まず確認できるのは、サヴィニーが最初に記したテキスト、「個々の行為を顧慮しての、したがって本人の人格性の廃棄なき、他の人々 —— 債務法」には、「意思」の語が用いられていない、ということである。これに対して、挿入された語句が「意思」と債務関係の対象との関係性を表現するものであることは明白である。他方、ベトマン=コメントの趣旨は、上記のように、「人ないし意思」に着目しつつ、「債務関係の対象」を明らかにしようとするものである。つまり、サヴィニーの挿入した語句は、「意思」の語を表現上新たに追加し、かつそれが「意思」との関係性を表現するものである点で、ベトマン=コメントの趣旨に合致するといえるのではないだろうか。

3. ベトマン=ホルヴェークのコメントと〈テキストc〉の関係

次に、ベトマン=ホルヴェークのコメントと〈テキストc〉との対比をおこなう。

〈テキストc〉については、【注意②】以下の語句と【注意③】以下の語句が一体としてベトマン=コメントに基づいて追加されたのではないかとときに述べた。

ここで、【注意③】以下の語句は、いわば【注意②】以下の語句の説明にすぎず、本文の草案として重要なのは【注意②】以下の語句である。そして注目すべきは、この語句が「意思ないし人〔Person〕から離れ出た〔heraustretend〕」という、短いながらも明らかにさきの〈テキストa〉の修正跡と類似する表現を含んでいることである。したがって、ベトマン=コメントとの関係について、〈テキストa〉について述べたことがここでも妥当すると言ってよいであろう。つまり、ここでも追加された語句が、「意思」の語をもととのテキストに表現上新たに追加し、かつそれが「意思」との関係性を表現するものである点で、ベトマン=コメントの影響を示している、と解されるのである。

以上から、〈テキストc〉においても、ベトマン=コメントの影響に基づく修正がなされた、といてよいであろう。

4. 本章のまとめ

ここで、これまでの検討の内容を整理し、中間のまとめとしたい。

まず、素材は、サヴィニーが『体系』の草稿を執筆するために作成した「計画」および〈草稿メモ〉における、「債務関係の対象」を規定するテキストである。ここに、ベトマン=ホルヴェークのコメントに由来する修正が存在したといえるかどうか、これが検討すべき課題である。

まず確認できるのは、ベトマン=ホルヴェークは、〈テキストb〉を見てこれにコメントを与えた。次に、このコメントを受け取ったサヴィニーは、〈テキストa〉と〈テキストc〉にベトマン=ホルヴェークのコメントへの参照指示を書き加えた。この加筆修正部分がどの範囲に及ぶかを厳密に確

定することは困難であるが、〈テキスト a〉については、「意思から分離され、意思から離れ出た」という形容が「行為」に追加されたと推定される。また、〈テキスト c〉については、「自由についての個々の意思表示」という語句に「意思ないし人から離れ出た」という形容が与えられたと推定される。

いずれにしても、これらの表現は、ベトマン=ホルヴェークのコメントの次のような趣旨に、すなわち、「人あるいは意思それ自身」は「権利の対象ではな」く、「人から分離されうるかぎりでの意思表示」の対象たる行為のみが、「人格の内奥」にふれない行為として貨幣的価値への換算が可能である、という趣旨に、呼応していると解することができる。したがって、この点において、サヴィニーの「計画」および〈草稿メモ〉における「債務関係の対象」についての記述（〈テキスト a〉〈テキスト c〉）に関して、ベトマン=ホルヴェークのコメントが影響を与えた、とってよいと考えられる。

注

- (31) 前出 244 頁。
- (32) Bl. 67v. 逐語訳ではなく、おおよその趣旨を訳出している。
- (33) 前出 243 頁。

第 5 章 パンデクテン講義ならびに公刊された『体系』における記述

以上で、遺稿を手掛かりとして、『体系』の草稿の作成過程で、「債務関係の対象」に関するテキストにつき、ベトマン=ホルヴェークのコメントが影響を与えたか否か、ひととおりの検討をおこなった。その結果は肯定的なものである。本章では、これらのテキストの成立の前後の文脈をさらに検討することで、これまでの検討の結果が支持されうるものかどうか、さらに確認したい。

以下では、まず 1824/25 年に実施されたパンデクテン講義の講義録を素材として、これまで得られた結果との整合性を検討する。ついで、「計画」および〈草稿メモ〉をおそらくは参考にして作成された『体系』第 2 部第 1 章の本文の草稿を素材として、上記のような修正がどのように具現化されたのか、確認する。

1. パンデクテン講義における「債務関係の対象」についての規定

サヴィニーは、大学教師として数十年にわたりパンデクテン講義を実施した。そして、この講義の内容が『体系』の叙述内容の基となった。サヴィニー自身がこの点を『体系』の序論で力説している⁽³⁴⁾。つまり、パンデクテン講義におけるサヴィニーの見解を参照すれば、『体系』執筆以前の段階でのサヴィニーの考えをある程度知ることができる。この点で、現在の研究状況からしてもっとも活用しやすいのは、Horst Hammen が編集した 1824/25 年冬学期のパンデクテン講義録である⁽³⁵⁾。

この講義録によれば、サヴィニーはこのパンデクテン講義において債務法を次のように定義したとされる。それは、「対象に従った諸権利の相違」と題された一節で示されたもので、冒頭に「Ⅲ. 諸クラス」と記されたのち、まず「家族法」についての説明が、ついで「物権法」の説明がなされ、さらにそれを受ける形で債務法の説明が続いている。

「人の選択意思に、つまりその諸力に、他人も服しめられうるのか。ローマ法では、これは奴隷の場合に見られるものであり、主人は奴隷に対する所有権をもち、奴隷は物なのであり、固有の関係はそれによって成立しない。3 また個々人からしばしばその完全な自由が失われることなく、ある行為がその者から取り出される。それは、ここでは所有権におけるのと類似の関係が成立する。一方の者の自由の、他方の者の意思への部分的服従、これが債務法である。」⁽³⁶⁾

ここでは、債務法の説明として、次のことが述べられている。第一に、

「人の選択意思」に「他人が服しめられる」場合として、奴隷制の場合がある。この場合、奴隷は物と同じであり、所有権の対象となる。第二に、第一の場合とは異なる場合がありうる。それは、「個人」から「完全な自由が失われることなく」、「ある行為」が取り出される場合、である。これは「一方の者の自由」が「他方の者の意思」に「部分的」に服する関係である。

ここで注意すべきは次の点である。すなわち、たしかにサヴィニーは奴隷制を引合いにだしつつこれを否定し、その上で、債務関係の対象となりうる「人」を語っている。それは、当該個人の完全な自由を喪失させることなく、部分的な行為のみを対象とする、とされる。

このようなパンデクテン講義でのサヴィニーの見解を、第4章の検討結果と比較してみよう。すると、パンデクテン講義では、債務関係の対象となる「行為」について、「意思」との関連が語られていない、ということが分かる。たしかに、「一方の者の自由の、他方の者の意思への部分的服従」という一節に「意思」という言葉は用いられているが、ここで問題になっているのは、支配する側、すなわち債権者の意思である。ところが、第4章で確認したベトマン=ホルヴェークのコメントが指摘したのは、債務者の側における内的な意思にまで債務関係は関与すべきではない、という趣旨であった。

以上から、1824/25年のパンデクテン講義においては、債務関係の対象としての人を規定するにあたり、第4章で得たような「意思からの分離」を明確に表現する言葉は用いられていない、ということになる。

2. 『体系』本文における債務関係の対象の規定について

(1) 第53節初期稿における規定について

次に、公刊された『体系』第2部第1章の本文のテキストを素材として、同様の確認をおこなおう。公刊された本文のテキストは、「計画」および〈草稿メモ〉を基に作成されたと推定されるのだから、当然、これらより後の段階のテキスト状況を示す。ここではまず、第53節の初期稿⁽³⁷⁾を見て

みよう。そこには、第一の態様として物権法における意思支配のありようを述べたぐだりに続いて、次のような一節が見られる。

「これに対して、第二の態様の拡大は、他人に対する支配として考えられねばならないように見える。しかしながら、そのような支配は、それらの人それ自身において自由の現実存在を、したがって人格性を、廃棄することなしには、考えることができない。それゆえ、かかる支配はむしろ、人から離れ出て〔aus der Person heraustretend〕、かつ人から分離可能な〔ablösbar〕個々の行為に限定されるものとして考えられねばならない。かかる制約において考えられた・他人に対するこの支配を、われわれは債務関係と呼ぶ。⁽³⁸⁾」

見られるように、「人から離れ出て、かつ人から分離可能な個々の行為」のみが債務関係の対象となりうることが明記されている。「離れ出る〔heraustreten〕」は、これまで見てきたように、サヴィニー自身により繰り返し使用された語であるし、「分離可能な〔ablösbar〕」という語は、ベトマン=ホルヴェークにより使用された語である。もっとも、ここでは、「離れ出る」起点になる事柄が「意思」ではなく「人」とされている。しかしこの点についても、ベトマン=ホルヴェークのコメントおよびサヴィニー自身の草案（〈テキスト c〉）のいずれもが、人と意思を併記し、両者が同様の意味をもちうることを示唆していたことを想起すべきである。むしろ、「意思」に代えて「人」という表現を用いたこと自体にも意味はあろうが、しかし用語の選択可能性としては、草稿上でのテキストの修正の段階から胚胎されていた可能性であったといえる。

以上から、この第 53 節の初期稿では、サヴィニーとベトマン=ホルヴェークのやり取りによって修正された表現が、本文の草稿において採用されたとの推定が成り立つ。

(2) 公刊された『体系』における債務関係の対象としての人について

次に、公刊された『体系』のテキストにおいて、上記の事情がどのように反映されているか見ておこう。

公刊された『体系』の第2部第1章において「債務関係の対象」としての「人」に関する記述には、次のようなものがある。

「他人が対象である法関係は、それほど単純ではない。というのは、われわれは他人に対して、まったく種類の異なる二つの関係をもつことができるからである。——他人との第一の可能な関係は、物と似たやり方で、他人がわれわれの選択意思の領域へ引き入れられる関係、つまりわれわれの支配に服しめられる関係である。この支配が絶対的な支配であるなら、このことを通じて、その相手方においては、自由と人格性の概念は廃棄されるであろう。われわれは、人を支配するのではなく、物を支配していることになるであろうし、われわれの法は、実際にローマの奴隷関係がそうであったような、人間に対する所有権であることになろう。こうしたことがあるべきでないとすれば、すなわち、われわれはむしろ、他人に対する支配においてその自由を破壊することなく存続し、したがって所有権に似てはいるが所有権とは異なる特殊的な法関係を考えようとするなら、その支配は他人の全体に関係づけられるのではなく、ただ他人の個々の行為にのみ関係づけられねばならない。この行為は、その場合、行為者の自由から切り離され [ausgeschieden]、われわれの意思に服しめられるものとして考えられるのである。他人の個別的行為に対する支配のそのような関係を、われわれは債務関係と呼ぶ。」⁽³⁹⁾

見られるように、ここでは、支配対象となる者の人格性を保護するという文脈で、「意思」の概念は用いられておらず、またそのための「自由」からの「切り離し」の要素には、ausscheiden という語が用いられている。

他方、これに対して、次のような一節を別の箇所に見い出すこともでき

る。これは、『体系』第56節「財産法」のなかで、物権法と債務法の定義を述べる重要なテキストの一部として現われる。

「債務法は、他人の行為に対する部分的支配を素材とする。このことを通じて、全体を要するに、われわれが取引と呼ぶところのものが、条件づけられ、形成される。しかしながら、すべての行為が債務関係の対象に適しているわけではなく、ただその実体的性質を通じて、人から離れ出て〔aus der Person heraustretend〕、物に類似したものと⁽⁴⁰⁾して考察されうる行為だけが、債務関係の対象に適している。」

ここでは、「人から離れ出る〔aus der Person heraustretend〕」という、サヴィニーの「計画」、〈草稿メモ〉および第53節初期稿におけるのと類似した表現が見られる。つまり、最終的に、さきに見たようなサヴィニーとベトマン=ホルヴェークのやり取りは、公刊されたテキストにまで影響を与えたことが推測される。

注

(34) Savigny, System I, S. XLVIII.

(35) Savigny, Pandektenvorlesung 1824/1825, hg. v. Horst Hammen, Frankfurt am Main, 1993.

(36) Savigny, Pandektenvorlesung 1824/1825 (前出注 (35)), S. 15.

(37) Bl. 240ff.

(38) Bl. 241v.

(39) Savigny, System I, S. 338f.

(40) Savigny, System I, S. 369f.

第6章 ま と め

以上の内容をここでまとめておこう。

サヴィニーは、1835年の春以降、『体系』を執筆するために「計画」を
258 (581)

作成した（〈配列 A〉）。そこには、「債務関係の対象としての人」の在り方を規定する記述も含まれていた（〈テキスト a〉）。またサヴィニーは、この「計画」を清書したものを作成した（〈配列 B〉）。ここにも、もちろん「債務関係の対象としての人」についての記述は含まれていたが、それは〈テキスト a〉に比べ、表現上簡略化されたものであった（〈テキスト b〉）。

ついで、この〈配列 B〉がベトマン=ホルヴェークに示された。ベトマン=ホルヴェークはここに含まれる〈テキスト b〉に基づいて、「債務関係の対象としての人」についてコメントを記した。その趣旨は、「人あるいは意思それ自身」は「権利の対象ではな」く、「人から分離されうるかぎりでの意思表示」の対象たる行為のみが、「人格の内奥」にふれない行為として貨幣的価値への換算が可能である、というものであった。

このようなコメントを受け取ったサヴィニーは、自らの「計画」上の語句の修正をおこなった。それは、債務関係の対象となりうる「行為」について、「意思から分離され、意思から離れ出た〔heraustretend〕」という形容を追加することであった。また、サヴィニーは、どの時点であるかは不明であるものの、「計画」とは別に〈草稿メモ〉を作成しており、こちらにもベトマン=ホルヴェークのコメントに基づく修正をおこなった。こちらは、「計画」における修正よりも詳しい書き込みがなされているが、その核心は「行為」に「意思ないし人〔Person〕から離れ出た〔heraustretend〕」という形容を追加することであった。これは、表現が厳密に一致するわけではないが、「計画」（〈テキスト a〉）における修正内容と同趣旨のものとして解することができる。

つまり、「意思」ないしこれと同じ意味に解された「人」が意思支配の対象にはなりえず、これから「分離」されうる意思表示のみが債務関係の対象でありうる。このような文脈で、「意思」ないし「人」と「意思表示（ないし自由）」との関係性を明確化する文言の挿入こそは、ベトマン=ホルヴェークの影響により追加された表現上の修正であったと考えられる。

さて、同様の表現は、1824/25年のパンデクテン講義では用いられてい

ない。つまり、少なくともこの講義からうかがえるかぎりでは、ベトマン=ホルヴェークのコメント以前にサヴィニーは同様の表現を用いていなかった。逆に言えば、ベトマン=ホルヴェークのコメントによりはじめてサヴィニーがこの種の表現を用いるようになった可能性がある、ということになる。⁽⁴¹⁾

他方、同様の表現は、公刊された『体系』においては採用されている。それは、たしかに草稿の段階で追加された表現と厳密に一致するものではないが、趣旨としては同じものと解してよい。つまり、この点で、ベトマン=ホルヴェークの指摘による修正は、公刊されたテキストにまで影響を及ぼしたと推測される。

以上の検討を通じて、サヴィニーが『体系』において、債務関係の対象を規定するにあたり、ベトマン=ホルヴェークのコメントの影響があったか否かという問いについて、少なくとも語句の表現上は、これを肯定することができる。しかしその一方で、ベトマン=ホルヴェークのコメントはサヴィニーの考えに新たなものを付け加えたのか、それとも、サヴィニー自身も暗黙のうちに了解していた内容に明確な表現を与えただけにすぎないのか、ここでは検討されていない。さしあたりは、限られた範囲の検討ではあるが、ベトマン=ホルヴェークの指摘の影響があったか否かについて、『体系』に関連するサヴィニーの遺稿上の記述から一つの可能性を肯定しうることを以て、本稿の成果としたい。

注

- (41) ただし、パンデクテン講義でいえば、『体系』の草稿の執筆時期に最も近い時期のものが考慮されておらず、十全な検討を実施しえたわけではない。厳密にはそれらの検討が必要であろう。サヴィニーのパンデクテン講義の実施状況については次を参照。Rückert, Friedrich Carl von Savigny (1779–1861), in: Festschrift 200 Jahre Juristische Fakultät der Humboldt-Universität zu Berlin, Geschichte, Gegenwart und Zukunft, hg. V. Stefan Grundmann, Michael Kloepfer, Christoph G. Paulus, Rainer Schröder und Gerhard Werle, 2010, S. 142–150.